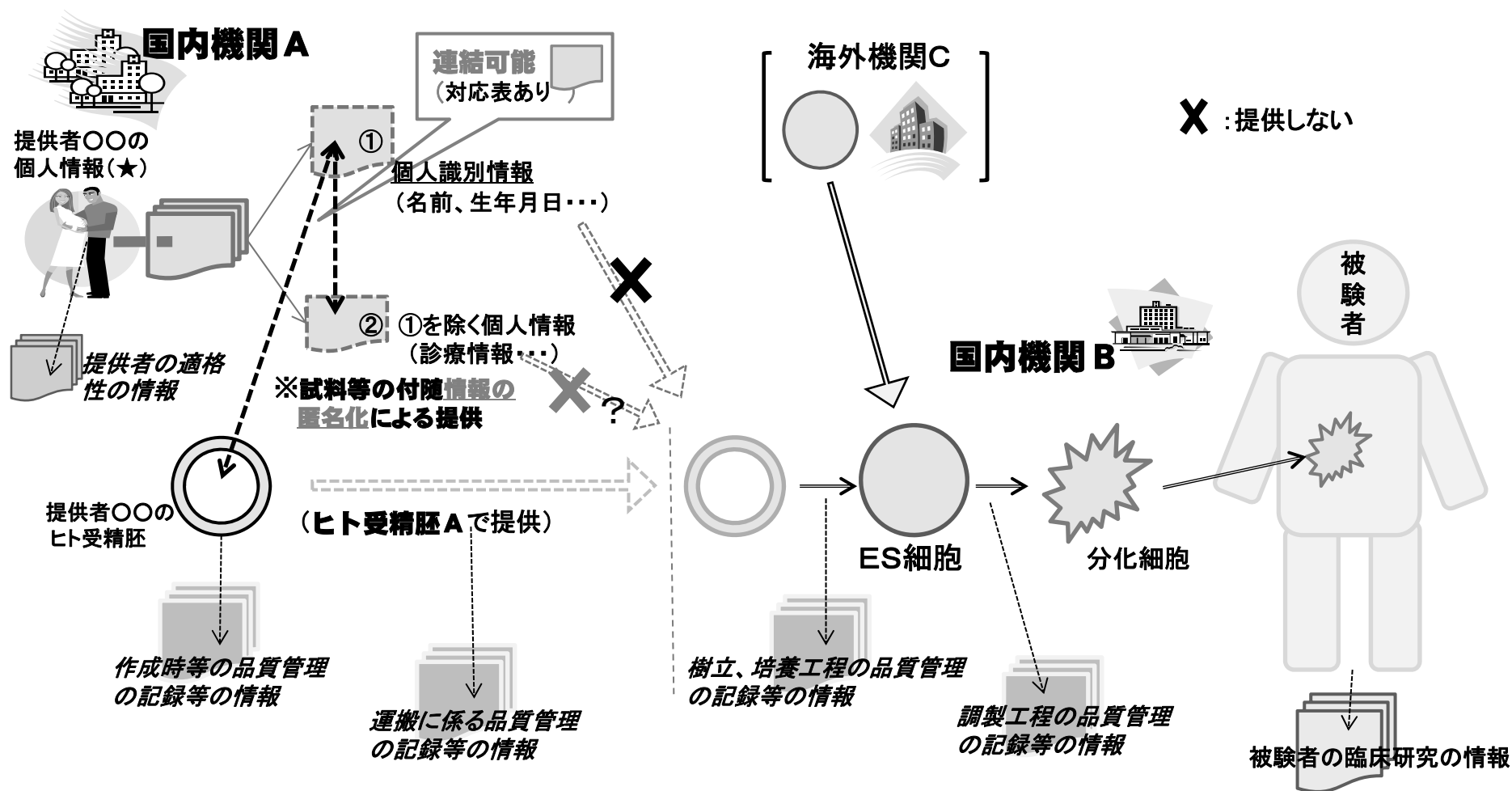


(参考8) 【1/31の「参考8」の追加情報版】

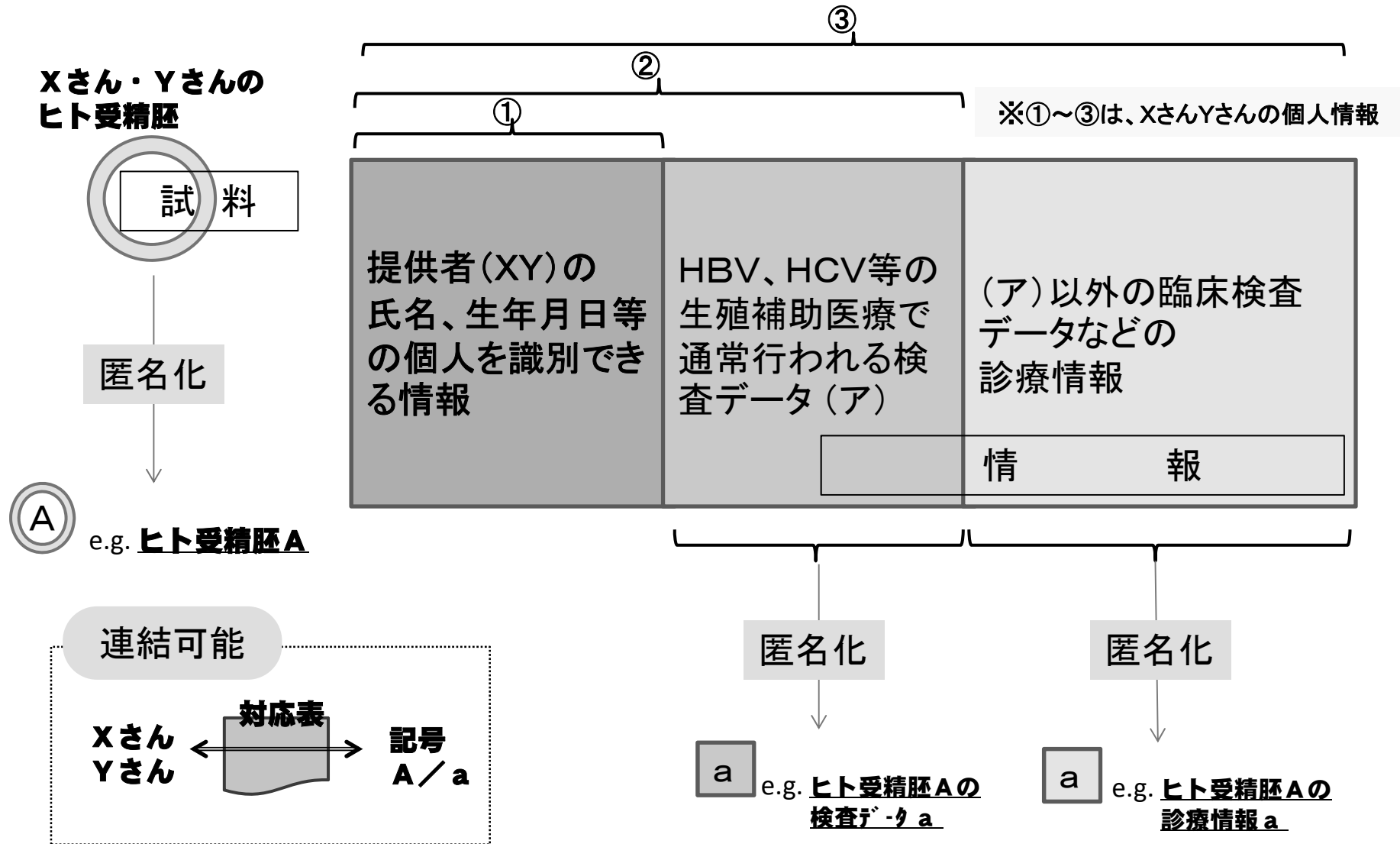
○ 「改正ヒト幹指針」における、ヒト受精卵が提供、ヒトES細胞が樹立され、それ由来の分化細胞を人に移植する場合（臨床利用する場合）の、健康被害が生じた場合に備えての“原則として連結可能匿名化”の試料・情報の取扱いのイメージ図（内閣府作成）



(★) 生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの(のうちの、保有個人情報。)

(参考9)

○ 提供医療機関において「連結可能匿名化」すること (イメージ)



(参考10)

- 提供医療機関において、ヒト受精胚を「連結可能匿名化」とし、樹立機関に提供すること（イメージ）

